第 1440 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年)平成11年11月16日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 人材派遣と消費税

Q：当社では、人材派遣会社より労働者の派遣を受けています。

労働者派遣料を支払った場合の消費税の取扱いはどうなるのでしょうか。

A：支払った派遣料は課税仕入れに該当します。

【解説】

事業者がほかの者から受けた役務の提供は、課税仕入れに当てはまる場合と当てはまらない場合があります。

その役務の提供が雇用契約などによるものであり、その支払った対価が給与所得となる場合には、消費税はかかりませんし、支払った事業者の方は課税仕入れにはなりません。

ところで、人材派遣は通常、人材派遣契約に基づき人材派遣会社が、その使用人をほかの事業者に派遣するものです。派遣された使用人の雇用関係は、人材派遣会社との間にしかありません。

したがって、人材派遣は人材派遣会社の派遣先事業者に対する役務の提供ということになり、人材派遣会社が派遣先事業者から受け取る人材派遣の対価は、消費税の課税の対象となり、また、支払った事業者の方は課税仕入れとなります。
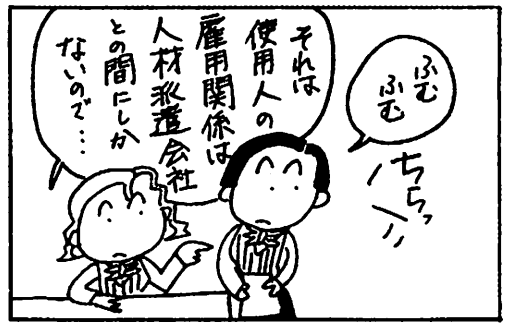
なお、いわゆるマネキンの場合は、労働者派遣とよく似ていますが、支払った対価は給与として課税仕入れとはなりません。